

# 施 術 所

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律及び  
柔道整復師法に基づく施術所)

## 手 引 き

### 受付窓口・問い合わせ先

施術する場所の所在区(※)	担当保健センター	連絡先
千種・昭和・瑞穂・名東	千種(医療安全担当)	052-753-1963
西・中村・熱田・中川	中村(医療安全担当)	052-433-3024
東・北・中・守山	中(医療安全担当)	052-265-2254
港・南・緑・天白	南(医療安全担当)	052-614-2827

※出張専門の場合は住所区

## 名古屋市

(令和5年1月1日改訂)

# 目 次

## 第一 施術所について

1	施術所開設について	．．．	3
2	施術所の名称について	．．．	5
3	施術所の構造設備基準について	．．．	6
4	広告の制限について	．．．	8
5	施術所開設届出事項に変更を生じた場合	．．．	9
6	施術所を休止・廃止・再開するとき	．．．	10

## 第二 出張専門業務について

1	業務開始届（出張専門）	．．．	11
2	出張専門業務の変更について	．．．	12
3	出張専門業務の休止・再開・廃止について	．．．	12
4	広告の制限について	．．．	12

○本冊子で略記されている法令名は、次のとおりです。

（あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律）

（あはき規：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則）

（柔整法：柔道整復師法）

（柔整規：柔道整復師法施行規則）

※（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業）（柔道整復業）は、それぞれの法律の規定に基づき届出を行ったうえで、法令を順守して業を行わなければなりません。

# 施術所の手引き

この手引きでは、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を、業として行う場合に必要となる様々な届出の手続きについて説明します。

## 第一 施術所について

### 施術所の開設届

#### ① 開設のながれ

事前相談	⇔	開設	⇔	開設届	⇔	施設確認
構造設備や添付書類、開設の日程、広告、名称などについてあらかじめご相談ください		施設が整い、施術を開始できる状態です		開設後10日以内に保健センターに開設者自ら届けてください		保健センターの監視員が施設の確認に伺います

#### ② 開設の手続き

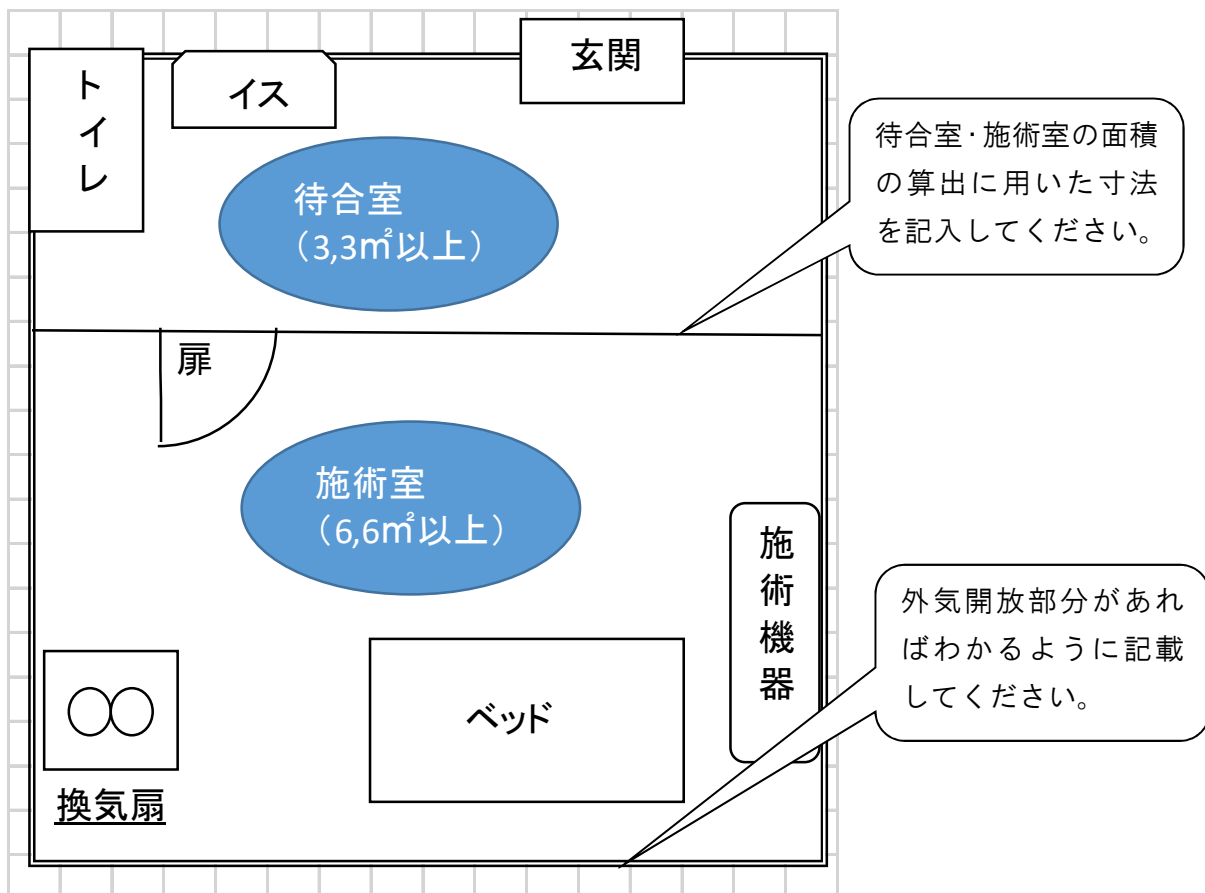
- 届出時期は・・・開設後10日以内に必要です。
- 何処へ・・・保健センター医療安全担当窓口（表紙参照）
- 誰が・・・**開設者の方が自ら行うことが必要**です。併せて、従事する免許所有者の資格・本人確認も必要となりますので、**免許所有者全員の方の来庁も必要**です。

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		2	あん摩・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。 保健センターの窓口で配布している他、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
添付文書	業務に従事する施術者の資格免許証の写し	2	原本照合が必要ですので、免許所有者全員の原本もお持ちください。
	施術所の平面図	2	各室の用途・寸法および面積、ベッド・機器類の配置、施術室の外気開放部分の面積と位置または換気装置の位置を記入してください。

※次ページに提出書類続きます

添付文書	建物の見取図の入った敷地の平面図	2	道路と敷地の位置関係がわかるもの。 ビル内の場合は、フロアのどこに位置するかわかるものも必要です。
	施術所への案内図	2	最寄りの駅等から施術所までがわかるもの。
	賃貸借契約書の写し (賃貸物件の場合)	2	開設者自身が賃借していること、また契約書にある「使用目的」が「施術所」となっていること。 ※原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。
	定款の写し または、登記事項証明書の写し（開設者が法人の場合）	2	目的に「施術所の運営」等が含まれていることが必要です。 ※原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。

【施術所の平面図の具体例】



※次ページに手続の説明続きます

その他必要なもの	注 意 事 項
開設者(法人開設の場合は不要)及び業務に従事する施術者の本人確認のための書類	<p>◎従事する免許所有者の方は全員、来庁のうえ本人確認が必要です。</p> <p>本人確認の際には下記確認書類を1点ご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(顔写真付き)、マイナンバーカード(顔写真つき)パスポート、在留カード、特別永住者証明書</li> </ul> <p>上記の物がご用意できない場合は、健康保険証、年金手帳、診察券、社員証、学生証のうちいずれか2点が必要です。</p>

## 2 施術所の名称

- ① 施術所の名称は、あはき法、柔整法の広告の制限を受けます。
- ② 施術所以外の民間療法施設等と区別するために、「マッサージ指圧」「鍼灸」「接骨」等の業種がわかる名称にしてください。
- ③ 施術所の名称として認められていないものの例

医療法そのほかの法律に抵触する名称	<p>&lt;例&gt;○○クリニック ○○薬局 ○○治療院(○○はり治療院等は可) ○○治療所(○○はり治療所等は可) ○○はり科 ○○きゅう科</p>
あはき法に基づく施術所は柔道整復師法に抵触しないこと。 柔道整復師法に基づく施術所はあはき法に抵触しないこと。	<p>&lt;例&gt;○○鍼灸接骨院 (はり・きゅう業の届出はしているが、柔道整復業の届出をしていない場合)</p>
施術所で認められていない民間療法名を使用すること。	<p>&lt;例&gt;○○カイロプラクティック接骨院 ○○鍼灸整体院 ○○エステティックマッサージ院</p>

### 3 施術所の構造設備基準

\*下線で記した部分は、省令で定められている事項です。

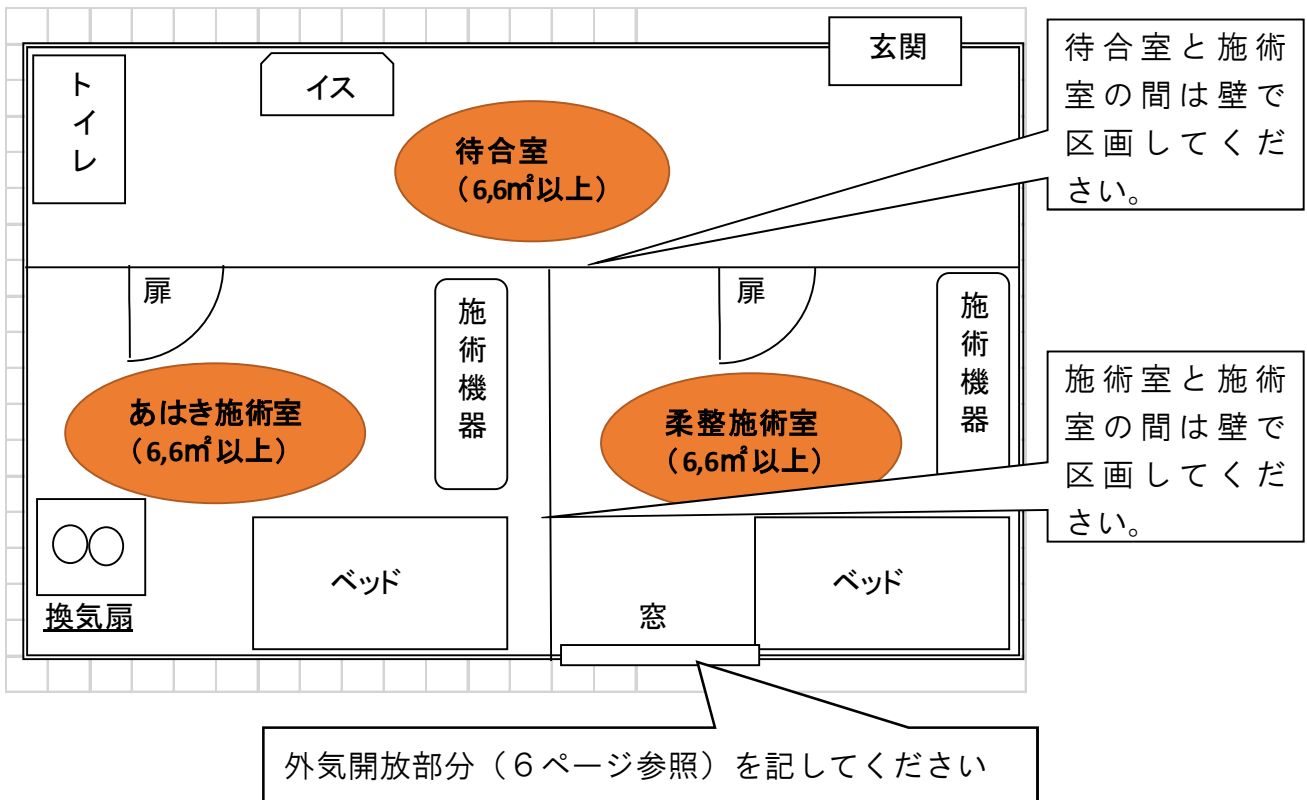
<u>構造設備基準</u> (あはき法第9条の5第1項) (あはき規第25条) (柔整法第20条第1項) (柔整規第18条)	<u>施術室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>6. 6平方メートル以上の面積を有する専用の施術室であること。</u></li> <li>・ <u>室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。(ドアは開放面積に含まない。)</u></li> <li>・ <u>施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</u></li> </ul>
	<u>待合室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>3. 3平方メートル以上の面積を有すること。</u></li> </ul>
<u>衛生上必要な措置</u> (あはき法第9条の5第2項) (あはき規第26条) (柔整法第20条第2項) (柔整規第19条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>常に清潔に保たれていること。</u></li> <li>・ <u>採光、照明及び換気を充分にすること。</u></li> </ul>	
施術室と待合室の区画	施術室、待合室の区画は、原則として、固定壁と扉で上下左右完全に仕切られているものであること。	
施術所の独立性	施術所は、原則として、住居や他店舗などと構造上・機能上独立していること。	
施術所の構造	施術室を通路として利用しない構造であること。 (不可の例) 施術室の奥に利用者用トイレがある。	
施術室のベッド	プライバシーの保護に配慮して、ベッドごとにカーテンを設けることが望ましい。	

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所と柔道整復の施術所を両方設ける場合、原則、それぞれの法律に基づく施術室を別々に設ける必要があります。【注、参照】

【注】

- ・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術室（6.6平方メートル以上）と、柔道整復の施術室（6.6平方メートル以上）をそれぞれ設けること。
- ・待合室から各施術室へ直接出入りできる構造とすること。
- ・待合室は、十分なスペース（6.6平方メートル以上）があれば共用してもやむを得ない。

【注、具体例】



なお、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの資格と柔道整復の資格を両方有した1名のみが従事する場合は（開設者が同一の場合）、一定の条件の下で、施術室の共用が認められる場合もあります。事前に保健センターへご相談ください。

## 4 広告の制限

広告は、看板、印刷物などが対象になります。法令で認められている事項のほかは、何人も、いかなる方法によるかを問わず、広告できないことになっています。

あはき法に基づく施術所で、認められている広告事項（あはき法第7条第1項、第2項）

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
  - 法律第1条に規定する業務の種類
  - 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
  - 施術日または施術時間
  - その他厚生労働大臣が指定する事項
    - \* もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）
    - \* 保健所に開設届を届け出たこと
    - \* 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
    - \* 予約に基づく施術の実施
    - \* 休日又は夜間における施術の実施
    - \* 出張による施術の実施
    - \* 駐車設備に関する事項
- 施術者の技能、施術方法  
又は経歴に関する事項に  
わたってはならない。

柔整法に基づく施術所で、認められている広告事項（柔整法第24条第1項、第2項）

- 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
  - 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
  - 施術日又は施術時間
  - その他厚生労働大臣が指定する事項
    - \* ほねつぎ（または接骨）
    - \* 保健所に開設届を届け出たこと
    - \* 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
    - \* 予約に基づく施術の実施
    - \* 休日又は夜間における施術の実施
    - \* 出張による施術の実施
    - \* 駐車設備に関する事項
- 施術者の技能、施術方法  
又は経歴に関する事項に  
わたってはならない。

違反の多い  
広告の例

- \* ○○流・○○方式
- \* 適応症（腰痛、肩こり、スポーツ障害等）
- \* 技能及び施術方法
- \* 法以外の医業類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等）
- \* 交通事故、体験談
- \* 「診療」等の医療行為と紛らわしい表現



## 5 施術所開設届出事項に変更を生じた場合

### ① 変更の手続き

- 届出時期は・・・届出事項変更の事実発生後10日以内に必要です。
- 何処へ・・・・・・・・保健センター医療安全担当窓口（表紙参照）
- 必要書類・・・・・・・・変更届（2部）が必要です。併せて、変更事由により以下の添付書類を持参してください。

変更事項	添付書類	部数	注意事項
開設者（個人）の住所・氏名	資格免許証の写し	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所を変更した場合には、新しい住所地在記載された運転免許証などを提示してください。</li> <li>・氏名の変更の場合は、新しい氏名に書き換えた資格免許証の原本と写し（2部）をご持参ください。</li> </ul>
開設者（法人）の名称 開設者（法人）所在地	登記事項証明書 の写し	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。</li> </ul>
施術所の名称 業務の種類	なし	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施術所の名称・業務の種類を変更する際には、事前に保健センターにご相談ください。</li> <li>・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所の場合、施術者の変更に伴い、その施術所が行う業務の種類の変更が必要となります場合があります。</li> </ul>
施術日 施術時間	なし	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前と変更後をわかるように記載してください。</li> </ul>
業務に従事する施術者	資格免許証の写し	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎新たに従事する免許所有者の方は全員、来庁のうえ本人確認が必要です。</li> <li>・新たに業務に従事する有資格者全員の免許証の原本が必要です。</li> <li>・本人確認の際には下記確認書類を1点ご用意ください。 運転免許証、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（顔写真付き）、マイナンバーカ</li> </ul>

			<p>ード（顔写真つき）パスポート、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>上記の物がご用意できない場合は、健康保険証、年金手帳、診察券、社員証、学生証のうちいずれか2点が必要です。</p> <p>・退職された方の届出の際の添付書類はありません。</p>
構造設備	平面図 （新、旧図面 で変更箇所 を赤枠で示すこと）	2	②変更の流れ（下記参照） 事前に保健センターへご相談ください。
施術者の氏名 （戸籍の変更による）	資格免許証 の写し	2	新しい氏名に書き換えた資格免許証の原本と写し（2部）をご持参ください。

## ② 変更のながれ（変更事項が構造設備の場合のみ）

事前相談	変更	変更届	施設確認
構造設備についてあらかじめご相談ください	構造設備の変更（工事）～完了	変更後10日以内に保健センター窓口に届け出てください	保健センターの監視員が施設の確認に伺います

## 6 施術所を休止・廃止・再開するとき

施術所を休止、廃止、再開する場合には休止、廃止、再開後10日以内に保健センター窓口に開設者が自ら届け出てください。

（再開の場合には、届出後施設確認に伺います。）

なお、休止期間は原則半年以内になります。

## 第二 出張専門業務について

### 1 業務開始届（出張専門）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が出張のみによってその業務に従事する場合には、業務開始届（出張専門）（2部）を保健センター窓口に施術者本人が届け出てください。住所地での届出になります。

なお、すでに施術所を開設されていて、施術所から出張する場合には、業務開始届（出張専門）の提出は必要ありません。

※柔道整復師による出張専門業務は認められていないので注意してください。

提出書類		提出部数	注意事項
業務開始届（出張専門）		2	保健センターの窓口で配布している他、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
添付文書	届出者の資格免許証の写し	2	原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。

その他必要なもの	注意事項
届出者の本人確認のための書類	本人確認の際には下記確認書類を1点ご用意ください。 ・運転免許証、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（顔写真付き）、マイナンバーカード（顔写真つき）パスポート、在留カード、特別永住者証明書 上記の物がご用意できない場合は、健康保険証、年金手帳、診察券、社員証、学生証のうちいずれか2点が必要です。
届出者の資格免許証の原本	原本照合のために必要となるのでお持ちください。

## 2 出張専門業務の変更について

出張専門業務の届出事項に変更が生じた場合には、すみやかに保健センターへ変更届（2部）を提出する必要があります。

変更事項	添付書類	部数	注意事項
業務の種類	届出者の資格免許証の写し	2	原本照合のため、届出者の資格免許証の原本も必要です。
施術日時	なし	—	施術日時を変更する場合にも、変更届が必要です。
届出者の氏名	資格免許証の写し	2	新しい氏名に書き換えた資格免許証の原本と写し（2部）をご持参ください。

## 3 出張専門業務の休止・再開・廃止について

出張専門業務を休止、再開、廃止する場合には、すみやかに保健センターへ休止届（2部）、再開届（2部）、廃止届（2部）を提出する必要があります。

届出者の事情	注意事項
住所の変更	出張専門業務の廃止届（2部）を旧住所地の保健センターに提出してください。また、新しい住所地において出張専門業務を行う場合には、新しい住所を管轄する保健センター等への業務開始届（出張専門）が必要になります。
施術所を開設	保健センターにご相談ください。

## 4 広告の制限について

広告の制限があります。「第一 施術所 4 広告の制限について（8ページ）」を参照してください。

（個人名での届出のため、屋号などの施術所の名称や、通称を広告することはできません。）